

フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド
Aコース(為替ヘッジ付き)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・性格の異なる世界の代表的な4債券セクターへ投資することにより、リスク分散を図りながら、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
 ・米国国債/政府機関債、米国高利回り社債(ハイ・イールド債券)、先進国債券(除く米国)およびエマージング債券を主要な投資対象として分散投資を行ない、利息等収入の確保と値上り益の追求を目指します。
 ・各投資対象についての長期的な分析から資産配分を算出し、長期的にこの配分を維持するアプローチを基本とした運用を行ないます。
 ・異なる性格を持つ債券セクターを組み合わせることにより、ポートフォリオ全体のリスクの低減効果が期待できます。
 ・債券等の発行体の信用力分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報等を活用し、計量分析も用いて銘柄の選別を行ないます。
 ・ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
 ・債券等の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
 ※資金動向・市況動向等によっては前記のような運用ができない場合もあります。

2.主要投資対象

フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド受益証券(ファンドは、フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド受益証券への投資を通じて、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。)

3.主な投資制限

債券等への実質投資割合: 制限を設けません。
 株式への実質投資割合: 信託財産の純資産総額の30%以下とします。
 外貨建資産への実質投資割合: 制限を設けません。
 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限: 信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

1998年9月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

ファンドの受益権の残存口数がAコース(為替ヘッジ付き)及びBコース(為替ヘッジなし)の合計で30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。

8.決算日

原則として毎月20日
 (但し、休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.573%(税抜1.43%)
 内訳: 委託会社0.7755%(税抜0.705%)、受託会社0.055%(税抜0.05%)、販売会社0.7425%(税抜0.675%)

10.信託報酬以外のコスト

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等: ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。
 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等: ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年1月及び7月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎月の決算時(原則として20日)に、収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドAコース(為替ヘッジ付き)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド
Aコース(為替ヘッジ付き)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

・ニューヨーク証券取引所の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。
・取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は投資者保護基金等には加入しておりません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

フィデリティ投信株式会社(信託財産の運用指図等を行ないます。)

[運用の委託先]

マザーファンドにかかる運用につき、次の委託先に運用の指図に関する権限を委託します。

FILインベストメンツ・インターナショナル(所在地:英国)

FIL(ルクセンブルグ)・エスエイ

FIAM LLC(所在地:米国)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合に、投資資金が回収できなくなる場合があります。

信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

為替変動リスク

Aコース(為替ヘッジ付き)は為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

エマージング市場に関わるリスク

エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当する必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドAコース(為替ヘッジ付き)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。